

## 杉並区及び南相馬市の災害時相互援助に関する協定

区民が創る「みどりの都市」杉並を目指す杉並区と、「環境と福祉のモデル都市」を目指す南相馬市とは、30年以上前から、少年野球をはじめ、民間団体主導のスポーツの分野で交流の実績を積んできたところである。

南相馬市は、一千有余年の歴史と伝統を誇る相馬野馬追に代表されるように、長い歴史と伝統を背景にまちづくりを進めており、杉並区との交流が地域活性化の一助となることが期待でき、また杉並区にとっても、豊かな自然と海洋性の穏やかな気候に恵まれた南相馬市や南相馬市民との交流を進めることの意義は大きなものがある。

今般、民間レベルから培われてきた交流の実績を踏まえ、更に広く、深い相互の交流を願い、その第一歩として、次のとおり、地震等により災害が発生した場合の災害時相互援助に関する協定を締結する。

### (協定の趣旨)

第1条 杉並区及び南相馬市（以下「両自治体」という。）は地震等により災害が発生した場合、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

### (援助の要請)

第2条 両自治体のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来たす場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資は、次に掲げるものとする。

#### (1) 物的援助

- ① 食料品
- ② 生活必需品
- ③ 応急対策用資器材
- ④ 医療品

#### (2) 人的援助

- ① 職員の派遣
- ② ボランティアのあっせん

(3) その他要請のあった事項

(援助物資等の輸送)

第4条 援助物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第6条 両自治体は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両自治体協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに両自治体から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例による。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各1通を保有する。

平成19年 2月19日

杉並区長

南相馬市長